

福祉サービス第三者評価の結果



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	あけぼの学園	種別	児童養護施設		
代表者氏名 (管理者)	園長 吉村 善有	開設年月日	昭和 38 年 10 月 1 日		
設置主体 (法人名等)	社会福祉法人至誠会	定員	42 名	利用人数	41 名 (平成 30 年 1 月 1 日現在)
所在地	(〒034-0211) 青森県十和田市大字大不動字漆久保 24 - 28				
連絡先電話	0176-28-3570	F A X 電話	0176-28-2288		
ホームページアドレス	http://shiseikai-1960.or.jp/				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数 2 回	受審履歴 平成 26 年度、平成 29 年度			

(2) 基本情報

理念・基本方針	<p>法人理念として「至誠会の姿」を掲げ、法人基本方針として「1、至誠、2、慈愛、3、信頼、4、希望、5、共生」を示しています。これを受け、あけぼの学園の理念「1. 常に、子どもの最善の利益を判断できる施設を目指す。2. 常に、子どもの安全安心を提供できる施設を目指す。3. 常に、地域のニーズに応える施設を目指す。」を目指し、あけぼの学園基本方針を具体的に示しています。</p> <p>(前文：あけぼの学園は児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的に、児童福祉の基本理念に立脚して、愛情と使命に溢れた心の通い合う養育を行うと共に、健康で個性豊かな人間性を育むことを目標として施設運営を行う。更に、家庭や関係機関との連携を強化しながら、児童の自立支援を推進すると共に、地域に開かれた社会資源として透明性に優れた施設運営に努めることを目標として、次の方針を定める。)</p> <p>具体的な指針事項として下記を定めています(概略)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康で情操豊かな人間性の養成 基本的生活習慣の養成に努め、心の通い合う養成 児童の自立支援を積極的に推進 人権と人格を尊重し、権利と義務を尊ぶ気風の養成、児童の権利擁護の積極的な推進 家庭復帰の促進 ネットワークによる養育機能の強化 地域に開かれた社会資源、透明性に優れた施設運営 コンプライアンス(法令順守)の推進 使命感と愛情に溢れた職員の資質向上
---------	--

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導 ・家庭支援 ・権利擁護 ・生活環境の改善 ・学習指導 ・安全対策 ・個別対応 ・食育の推進等 ・健康管理 ・自立支援 ・地域交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流 ・花見会 ・バス遠足 ・婦人会との交流会 ・バーベキュー ・未帰省児童一泊旅行 ・宿泊体験学習 ・野外昼食会 ・北里大学祭見学 ・三沢米軍ハロウィーン ・勤労感謝慰問 ・クリスマス会 ・年越し会 ・正月帰省 ・餅つき会 ・ホームステイ ・初詣 ・節分 ・雪上ゲーム ・卒園式 ・雑祭り ・就職者激励会等

<p>その他、特徴的な取組</p>	<p>新築移転して1週間であり、旧園からは数キロ程度の距離にあり、市街地から約10 km程度離れた旧大不動小学校跡地に設置し体育館があります。</p> <p>隣には同法人救護施設まことホームがあり、今後、協働しながら事業展開することが可能になりました。すべてが小舎制であり、男子3ユニットはユニット毎に玄関があり本館とつながる作りになっています。女子2ユニットは本館の周囲に分園2棟として配置されています。</p> <p>その他、すでに中心街に高校生を中心に自立訓練を含めた、地域小規模児童養護施設を設置しています。移転1週間の経過ですが、積極的に手伝いや下の子の面倒を見るなど子どもたちには大きな変化見られています。</p> <p>数年かけて園改革をすすめ「子どもの自立性、主体性を育て、権利を尊重、擁護する」姿勢を醸成しています。そのために「人づくり」を大切しに、職員自身が主体的に問題解決に取り組み、自己を振り返り、責任ある対応ができる園づくりを進めています。今後の発展の可能性が高く、期待できる園づくりに努めています。</p>
-------------------	---

居室概要（本館）	居室以外の施設設備の概要 (3ユニット・分園2棟・地域小規模)
<ul style="list-style-type: none"> ・事務室 ・園長室 ・医務室 ・相談室 ・心理室 ・親子訓練室 ・クールダウン室 ・トイレ ・地域交流ホール ・理容室 ・厨房 ・休憩室 ・体育館 ・全室エアコン付 	<ul style="list-style-type: none"> ・リビング ・ダイニング ・キッチン ・ユニットバス ・脱衣室 ・洗面室 ・トイレ2 ・宿直室 ・児童居室（中高生～全室個室・幼児、小学生～個室又は2人部屋） ・全室エアコン付

職員の配置 (H30. 1. 1 現在)

職種	人数	職種	人数
施設長	常勤：1 非常勤：0	栄養士	常勤：1 非常勤：0
事務員	常勤：1 非常勤：0	調理員	常勤：4 非常勤：0
個別対応職員 (基幹的職員兼務)	常勤：1 非常勤：0	看護師	常勤：2 非常勤：0
家庭支援専門相談員 (副園長兼務)	常勤：1 非常勤：0	嘱託医	常勤：0 非常勤：1
小規模グループケア 加算加配職員	常勤：5 非常勤：0	指導員・保育士	常勤：12 非常勤：0
管理宿直等職員	常勤：2 非常勤：0	地域小規模指導員	常勤：3 非常勤：0
里親支援専門相談員	常勤：1 非常勤：0	管理宿直等職員	常勤：1 非常勤：0
心理療法担当職員	常勤：1 非常勤：0		

2 評価結果総評

◎ 特に評価の高い点

事業計画書では、各種委員会や会議等の目的や検討事項が詳細に記載され、自己評価や第三者評価の結果など園全体の運営の方向性が詳細に記載されていることは高く評価できます。職員や子どもからの意見や要望を職員自身が考え実施できるよう組織として対応していること、園長と副園長が協働し園の運営にあっていること、職員の意見や要望を園の運営に活用されていることなど積極的に「人づくり」を進めていることは高く評価できます。

児童会を組織し、子ども自身が運営できるように職員は見守っています。また、安心・安全な養育・支援の実施を目的とする事業継続計画書が作成されることは高く評価できます。養育・支援については、子どもの自主性や課題解決に向き合う姿勢や自己決定を重視し、できる限り子どもからの要望に応える姿勢、子どもの虐待が起こらないように万全を期し、疑われる事案が発生した場合の対応等を丁寧に行っていること、養育・支援について標準的な実施方法 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画と実施により質の確保に努めていること、衣・食・住・自己領域が確保されていること等は高く評価できます。

◎ 改善を求められる点

特に改善を要する大きな点は見当たりませんが、運営上の細やかな配慮を要する点として、①学園の理念、基本方針、運営指針、事業計画の内容等を子どもや保護者に分かりやすい資料の作成、②経営の改善(コストバランス)に関し具体的な改善について職員と共通認識を醸成すること、③運営の公平性と透明性を確保するために専門家による相談・助言を受けられる体制づくり、④ボランティア活動に対するマニュアルの見直し、⑤日常及び災害時等で具体的な地域との連携・協力体制を計画化すること、⑥子どもや保護者に対しプライバシー保護や権利擁護について繰り返し説明を行うこと、⑦職員により記録内容や書き方に差異が生じないように記録要領等の作成等を望みます。

また、①子どもの権利について発達段階に応じて分かりやすい資料等を準備し説明すること、②子どもに対する不適切な関わりとはどういうことかを具体的に例等を示し、子どもが理解し自分を守ることができるよう学習する機会を設けること、③安心・安全な養育・支援の実施を目的とする事例の収集に務め時間帯や学年別・ユニット毎の要因分析等を期待します。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回は、2回目の第三者評価でしたが、前回の評価を職員全体で共有し学園として足りなかった部分や課題を少しずつできるところから改善に取り組んできました。子どもたちの最善の利益を考えながら安心と安全の提供に努めてきました。受審結果の重要課題が、法人運営に反映された部分もあり第三者評価受審そのものに価値があると思います。評価項目など前回とは少し変わっていましたが、結果を見るとまだまだ園として取り組まなければならない項目もあり、課題を改善しながら次回の第三者評価までの3年間で、少しでも子どもたちにとって住みやすい学園を目指していきます。

また、今年度当学園は、改築移転し施設の小規模化・地域分散化を実現しました。子どもたちにとっては、プライバシーの守られた家庭に近い生活環境になりました。食事の場面も劇的に変わり、子どもたちにも変化が見られています。職員にとっても働きやすい環境を整えながら、第三者評価の子どもたちのコメントを生かした施設づくりに励んでいきます。

評価機関	名 称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所 在 地	青森市中央三丁目 20 番 30 号
	事業所との契約日	平成 29 年 9 月 28 日
	評価実施期間	平成 29 年 12 月 25 日、12 月 26 日
	事業所への 評価結果の報告	平成 30 年 3 月 27 日

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 法人の理念、基本方針、職員の行動規範を受け園の理念、基本方針、運営指針が策定されています。職員には入職時に説明し、研修会や会議等の機会に確認されています。事業計画にも記載し、職員へ配布しています。事業計画は、各ユニットに配布し備え付けられており、保護者へも送付しています。また、実習生にも説明し理解を促しています。 保護者の理解を促すために分かりやすい資料を作成することを期待します。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 園として全国児童養護施設協会に加入し会議や研修会（全国、東北ブロック、県）に参加し情報を収集しているほか、子どもの数の推移や、政策の動向等を把握しています。また、園の入所児童の推移や利用率等を分析し経営環境の変化を課題の把握に努めています。社会福祉事業全般の動向は、法人が把握し情報提供されています。 園として地域の社会事業全般の動向を把握するために各種福祉計画の動向や施策の変化について把握することを期待します。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 経営状況と今後の課題、方向性から職員数の増加を目指しています。課題や今後の方向性について、職員との理解・協議に加え理事会に報告し検討を進めています。具体的な課題は、事業計画にも記載し職員や法人にとどまらず、子どもや保護者、関係機関にも周知しています。 今後の変化に関する分析と課題抽出を具体化し、より具体的に取り組むことを期待します。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画に基づき、今回新築移転し、小舎制を実施しました。今後は、一時保護が増えることから、児童家庭センターの設置に向けた検討と準備を進めています。</p> <p>子どもの最大限の利益を考え事業展開していることは、高く評価できます。ただし、収支計画、人事計画も含めた中長期計画の策定を期待します。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>課題分析や目標設定に基づく中長期計画と整合性の取れた事業計画となっておりますが、具体的な成果や数値目標の設定までには、至っていません。</p> <p>中長期計画に基づく、具体的な成果や数値を含めた事業計画を期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業の振り返りをもとにユニット会議、主任会議、職員会議を経て事業計画が策定されています。例年12月から振り返りを行い、3月中旬に完成させています。事業計画書は職員全員に配布され、職員会議で周知が図られています。また、見直しは常に行っています。なお、事業計画(案)は理事会の承認のもとに実施されています。</p> <p>事業計画書では、各委員会や会議の運営指針を定め、課題や目標を含め園全体の運営の方向性が詳細に記載されていることは、高く評価できます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は各ユニットに掲示され、児童会や児童朝礼で説明されています。保護者には、事業計画書を配布し理解を促しています。</p> <p>子どもの発達年齢に配慮した分かりやすい資料や保護者が理解しやすい資料を作成し、理解の促進を図ることを期待します。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年1回の自己評価と自己評価委員会による半年ごとの検討が行われています。自己評価委員会は、各セクションの職員で構成され、9月と2月の年2回評価を行い、職員会議等で報告・公表されています。また、全養協のチェックリストをもとにチェックを実施しています。</p> <p>事業計画書の運営指針には、各種委員会や会議等の目的や検討事項が詳細に記載され、自己評価や第三者評価の結果も公表されていることは高く評価できます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c

＜コメント＞

評価から得られた課題は、職員全体会議で進捗状況を確認し、積み残しの課題は、次年度の計画に含めています。各委員会や会議等で課題に対する対応状況が確認され、職員全体会議で報告し改善を図っています。

評価結果から課題解決へ向けた取り組みのプロセスを明確にすることを期待します。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞ 業務分掌、組織図、職員配置現員数等から園長の役割と責任が明確であり、園長はほとんどの会議や委員会に出席し、役割と責任を果たしています。園の運営は、副園長と相談・協議の上、協働して行っています。職員からの相談・要望等に細やかに対応することで、職員からの信頼を得ています。 職員や子どもからの意見や要望を職員自身が考え、実施できるよう組織として対応していることは、高く評価できます。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 利害関係者との関係は、法人規程(経理規程、「固定資産・備品の購入・廃棄について」等)に基づき実施し、関連法令に関しては法人からの情報提供や全養協の各種会議に出席し入手に努めています。職員には、園内研修、職員朝礼・夕礼、職員会議等で周知を図っています。 社会福祉関連の法令にとどまらず、防災・環境、消費者保護関連法令等広く理解する取り組みを期待します。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞ 園長(あるいは副園長)は、自己評価委員会に参加し、養育・支援の現状について把握し、具体的な取り組みにリーダーシップを発揮しています。各委員会で検討された事項は職員会議に報告され、検討・実施しています。研修計画は、毎年見直しを行い、実施されています。施設長研修には、園長、副園長が参加し自己研鑽に努めています。 園長と副園長が、協働し園の運営にあたっていること、職員の意見や要望を園の運営に活用されていること、職員が課題に向き合い主体的に運営に関わることができるよう、対応していることは高く評価できます。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞ 園長は、人事、労務の現状から2名の増員を進めています。法人が、職員の働きやすさを考え10日以上の有給休暇を奨励し、園として連続した有給休暇が取れるように配慮したり、時間休の取得も可能になっています。職員の希望を尊重した有給休暇の取得が可能になっています。また、消化率の少ない職員へは声掛けを行っています。園の新築移転に伴い財務状況の分析を行い、今後の見通しを立てています。 経営の改善(コストバランス)に関し、具体的な改善について職員と共通認識を醸成することを期待します。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の運営基準に基づき職員配置をし、有資格職員の把握と配置は園と法人で対応していますが、小舎制に伴い管理宿直職員の配置を進めています。各種加算職員として基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門員を配置しているほか、看護師2名を配置しています。法人・園として、必要な人材確保に努めています。</p> <p>人材育成は、OJT、キャリアパス等で対応していますが、中長期計画等を含めた計画的な人材確保と育成を期待します。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理に関する規程は、法人で統一しています。法人の「職員の行動規範」、園の「基本方針」「運営方針」をもとに、「人事考課表」で、具体的な「期待する職員像」を明示し、人事考課規程、キャリアパス、OJT等を実施しています。評価は、一次評価、二次評価、園長評価となっています。また、「職員心得」を配布し「期待する職員像」の浸透に努めています。職員朝礼・夕礼、職員会議で職員の意向の把握に努めています。</p> <p>職員との定期的な面談に基づき、意向や意見を把握し改善策を検討することを期待します。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の労務管理は、園長・副園長の責任のもと、就業状況や意向を把握しています。職員からの相談は、ユニットリーダー、他の専門職員、園長・副園長で対応しています。永く勤める職員が多く、有給休暇も取得しやすく、時間休でも取得できる体制になっています。また、有給休暇の取得を勧めています。</p> <p>随時、面接を実施していますが、職員との定期的な面接を通して、職員の希望や悩みを把握し具体的な改善に結び付けることを期待します。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員心得」等から「期待する職員像」を明確にし、「人事考課表」から職員が自己評価を行い、それをもとに2次評価、園長評価を行っています。この中で、目標設定が行われ、研修計画等が策定されています。また、次長代理が面接を行い達成度等を確認しています。</p> <p>職員の目標確認とその進捗状況を確認する意味からも定期的な面談を期待します。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の運営は「人づくり」という方針のもと、事業計画書に年次計画「施設内研修、施設外研修」を明示し、職員の研修履歴、設定された職員目標等、関連法令等の理解から研修計画が設定されています。必要に応じ臨時で研修を設定するなど柔軟に対応しています。研修の実施内容や職員からの意見等を含め毎年研修内容を見直しています。また、資格取得や専門技術の取得には十分配慮されています。</p> <p>職員の資格取得状況や必要な技術、専門性等を把握・明示し、計画化することを期待します。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの研修履歴とキャリアパス、OJT等から研修が計画されており、その他の研修でも積極的に参加できるようにしています。外部研修は、次の内部研修の際に報告を行っています。全職員が、研修に参加できる体制になっています。また、OJTや、キャリアパスを取り入れ「人づくり」に取り組んでいます。外部研修等の情報は、職員へ周知し、参加を勧めています。積極的に「人づくり」を進め、職員の定着率が良いことは、高く評価できます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「実習生受け入れ要領」に基づきオリエンテーションから実施しています。保育系の実習が多い現状になっています。園の理念や基本方針の説明、園独自の評価等を行っています。職員は指導者研修を受けています。実習に関する情報は、職員へ周知されているものの、子どもたちへの周知と了解について細やかな配慮を期待します。また、「実習生受け入れ要領」は、窓口等を含め現状を反映したものにすることを期待します。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人ホームページに園の紹介や予算・決算事業報告等を行っており、第三者委員の設置も法人と一体的に実施しています。第三者評価、自己評価を実施し、その結果や課題は事業計画書に記載し周知しています。地域や関係機関、子どもと保護者等へ向けてパンフレットや広報誌を発行しています。子どもやその保護者に分かりやすい資料、例えば概要版などを作成し周知することを期待します。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の経理規程、文書管理規程、取引に関する規程等に基づき実施し、公平性と透明性を確保しています。毎年、法人による内部監査が行われています。業務分掌等から責任と役割が明確です。外部監査の実施と専門家による相談・助言を受けられる体制を期待します。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域交流に関する方針を定め、事業計画に記載しています。地域の伝統芸能である鶏舞クラブ児童に参加しています。地域ふれあい会や十和田秋祭りにも参加しています。子どもの送迎や買い物等は子どもの希望に合わせて行っています。学校の友達が遊びに来たり、遊びに行ったりは相手の親の了解を得た上で行い、ほぼ希望通りとなっています。地域との交流や参加では、ボランティアの訪問も多いことは高く評価できます。ただし、社会的養護児童の理解を得るための活動も視野に入れることを期待します。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント> 「ボランティア受入要領」に基づき、オリエンテーションを行い、多くのボランティアを受け入れています。また、園として学校やPTA活動に積極的参加しています。定期的に英語ボランティアも受け入れています。 定期的なボランティア活動の場合は、ボランティア登録、研修等を行うことを「ボランティア受入要領」等に明記することを期待します。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント> 地域の関係機関・団体等をリスト化し職員会議等で周知し、職員が活用できるようにしています。児童相談所や学校とは、頻りに連絡を取り協力体制をとっています。地域交流計画に基づき地域との連携を図っています。 地域社会資源に関し、児童相談所、幼稚園・学校、医療機関、警察に限らず、広く社会資源をリスト化し活用できるようにすることを期待します。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント> 地域の伝統芸能である鶏舞の練習の場の提供や会議室の提供、今後は、体育館の開放等ができます。救護施設「まことホーム」が隣接しており、連携して災害時等を実施することを検討しています。また、法人が行っている地域を対象とした相談会やイベントに参加し地域ニーズに対応しています。施設機能強化推進事業として、児童福祉思想の効用を目指し地域レクリエーションを行っています。 園の持つ児童福祉に関する専門的知識と技術を活用し、例えば、相談窓口の設置や支援の活動を検討することを期待します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 法人が行っている地域貢献活動に参加し、地域ニーズの把握に努めているほか、町内会に加入し地域活動に参加し、行事を通して児童・民生委員との交流等を図り、具体的な地域ニーズの把握に努めています。 地域との活動を通して把握した具体的なニーズを園として地域に提供できる活動を検討・計画化し実施することを期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 理念や基本方針及び事業計画等に子どもを尊重した療育等の基本姿勢が明記されており、職員の入社時や内部研修にて、共通理解を図るための取り組みを行っています。児童相談所を交え、不適切なかかわりが無いように連携を図っています。 子どもの尊重や基本的人権への配慮についての、定期的な状況の把握や評価等を行う仕組みへの取り組みを期待します。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>小舎制となり、生活環境も整い、男性棟と女性棟に分かれることにより、個室によるプライバシーの確保ができています。子どもの権利擁護に関する規程がある他、苦情解決委員会、サービス改善委員会を組織し、機能させると共に、「人権擁護のためのチェックリスト」にて、自己評価を行っています。</p> <p>入園時には、子どもの権利に関する説明等が行われていますが、その他の面会・外泊時等の機会に保護者等へのプライバシー保護、権利擁護の説明を繰り返し行っていくことを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの入園時に「みんなの権利ノート」を活用し、年齢に合わせた説明の工夫を取り組んでいます。また、年度初めには、子どもや保護者等に事業計画の説明や配布を行うなど、積極的に発信しています。</p> <p>保護者等への情報提供については、事業計画を配布するなど評価できますが、情報量が多く感じるため見て分かりやすい形の資料作成に取り組むことを期待します。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援についての開始時及び過程における、子どもの意思決定や同意を踏まえ、書面で説明と同意を行っています。保護者等への同意が容易でない場合は、児童相談所と連携を行うなどの工夫を行い、書面に残しています。</p> <p>意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてもルール化し、適切に説明されることを期待します。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行の際には、段階的に取り組み、移行等がスムーズに運ぶように心がけています。担当者の窓口が決められ、アフターフォローが行き届くように引継ぎ文書を作成するなど各関係機関と連携を図りながら取り組みを行っています。また、新卒者や既卒者に関わらず、住居先を訪問するなどアフターケアに努めています。</p> <p>退所時に書面で渡せるような、各関係機関の連絡先やどのような時に連絡が必要かを文書にて配布するなどの取り組みを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童会を組織し、執行部にて園内のルールを取り決める等、子ども自身が運営できるように職員は見守っています。子どもたちの意向調査も行われており、職員も含め議論し検討されています。担当職員が個別相談面接を持つなど、子どもの満足等を把握する仕組みになっています。</p> <p>今後は、ユニットにおけるルールづくりにより、共通ルールの他、各ユニットにおけるルールや満足度の結果への取り組みを検討することも必要になると考えられます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人として、第三者委員の設置を行っており、ホールに掲示しています。苦情内容については、朝礼等の場を利用し、子どもたちにフィードバックしたり、内容によっては児童相談所や学校、保護者とも協議しています。苦情解決に向けての仕組みが明確にあり、実際に機能しています。苦情の内容によっては、より広く結果の公表に努めるなどの取り組み期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちへは、相談や意見を述べたい時に、手紙や電話相談や職員への相談等ができることを話し、毎朝の朝礼等で声をかけています。相談しやすいように面談室も用意されています。小舎制となり、子どもとの距離が近くなった分、顔の表情や態度からも読み取ることができるようになっています。意見箱などを各ユニットに置く際に、手紙や電話番号等が書いている情報も添えるなど子どもや保護者等へも広く周知できる方法の検討を期待します。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもからの相談や意見に対して、職員間の情報共有を行い、迅速な対応に努めています。組織として、子どもが意見を述べる機会を確保しつつ、子どもの目線にたった対応を心がけています。把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合であっても進捗状況を説明するなど速やかな対応を期待します。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>暴力・安全対策委員会にて、ヒヤリハットの収集を行い、対応策も検討され、子どもや職員に対して注意喚起を促すように取り組まれています。事例の収集に努め、時間帯や学年別・ユニット毎の要因分析等を行うことに期待します。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策について、予防も含めた感染拡大を防ぐマニュアルが作成されています。同法人の保育所等からの情報を園内の職員に伝達するなど、必要に応じて勉強会を行っています。特に新型インフルエンザなどの感染症に際して、事業継続計画書が作成されるなど取り組みを行っています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>防災計画・災害時のマニュアルを整備すると共に、法人内の連携体制が確立されています。1週間分の食料の備蓄や発電機・反射式ストーブを用意するなど組織的に取り組んでいます。備蓄の管理は、栄養士が行い、定期的に循環できるように取り組んでいます。子どもや職員の安否確認方法も決められています。安全対策要領が作成され、災害時の訓練等、定期的に行われています。地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会等と連携するなど、体制をもって訓練を実施することを期待します。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されており、子どもの権利擁護に関する姿勢が明確になっています。新人職員の教育に際して、標準的な実施方法修得のため、チューター制度を導入し、個別指導により周知するように努力しています。同僚の職員が新人職員を評価し、標準的な実施方法に基づいたケアが行われているか確認されています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法の検証及び見直しについて、毎年12月に、子どもや職員の意見のもと、ホームでの見直しを行い、その後、全体会議や職員会議等で話し合われる仕組みとなっています。同時に、自立支援計画の内容にも反映されるように取り組まれています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画策定のマニュアルが整備されており、児童相談所からの支援方針に沿い、担当職員が作成し、基幹的職員が最終確認を行っています。毎月のケース会議にて検討され、他の児童についても、必要に応じて、情報交換を行っています。専門職も交え、支援困難ケースについては、検討回数を多くするなどの取り組みが行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の評価・見直しについて、実施計画の見直しを定めています。子ども・保護者・児童相談所・学校他、各関係機関の意見を踏まえ取り組むように努めています。また、毎月末に目標に対する評価をケース記録に記入し、迅速に見直しが行えるように取り組んでいます。</p> <p>自立支援計画の評価・見直しにあたって、反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質向上にかかわる課題等を明確にすることを期待します。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画については、事務室で管理を行っていますが、各ユニットにてパソコン内で確認できるため、他のユニットについても職員間で共有できるようになっています。またユニット毎の会議で情報共有しています。記録についての指導も先輩職員と一緒に学べる体制をとっており、適切に指導しています。</p> <p>記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導の工夫等を期待します。また、施設における情報の流れを明確にし、必要な情報が的確に届くような仕組みづくりを期待します。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>文書取扱規程が整備されており、保管書類については、事務室で管理しています。また、パソコンについても、ユニット毎にパスワードが設定されており、関係者以外が閲覧できないように取り組まれています。個人情報については、同意書にて同意を得ており、子どもや保護者への説明を行っています。</p>		

職員により記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成等を期待します。また、管理されている情報を共有する流れのシステム化が不十分となっていますので、統一できるようなシステムづくりに期待します。

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ユニット会議やユニット連絡会議、ケース会議、職員会議等で話し合い合える環境をつくり、ユニットリーダー、基幹的職員、副園長に相談、指導を受ける体制となっています。支援は、2人体制を基本とし、職員同士が確認することになっています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所と協議の上、卒園式が近くなってから出生等に関し、知らせるようにしていますが、子ども、それぞれの受け止め方などを配慮しながら知らせています。</p> <p>子ども一人ひとりの状況に合わせ、必要な時に必要な情報を適切に伝え、フォローできる時期に伝えることを期待します。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時に、子どもと保護者に説明するほか、手紙や意見箱からの要望等をもとに説明しています。定期的に児童相談所からの説明や聴き取りが行われています。児童朝礼でも「子どもの権利」について触れ説明しています。職員には、子どもの人権擁護研修を実施しています。</p> <p>発達段階に応じて、分かりやすい資料等を準備し、説明することを期待します。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>小舎制になり、より思いやりが持てる環境となっています。子ども同士のトラブルは、まず離し、2人体制でそれぞれの話を聴き、互いが尊重し合えるように対応しています。ユニット毎に、職員が配置され個別的に関わることが多くなり、必要によっては、相談室や個別に話ができる環境づくりをしています。児童会で、自主的にクリスマス会や一泊旅行を企画・実施し、子ども同士が協働できるように支援しています。多くの行事やボランティアとの触れ合いを通して、多様な年齢層との交流ができるようになっています。</p> <p>児童会で企画運営ができる体制をとり、職員がサポートするという環境は、高く評価できます。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a・c

<p><コメント></p> <p>事業計画書に「児童憲章」「児童権利擁護要項」「全国児童養護施設協会倫理綱領」を掲載し、職員に配布し理解を促しているほか、「職員心得」「法人職員の行動規範」「法人基本方針」「就業規則」等により処分等の対応を行っています。毎年実施される「被措置児童等虐待防止ガイドライン」に関する研修は、必ず受講しています。不適切な対応を未然に防ぐ観点からも2人体制を基本としています。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>不適切なかかわりがあった場合は、「就業規則」等で厳正に対処しています。不適切な対応を未然に防ぐ観点からも2人体制をとり、気になる言動があった場合は、互いに注意する体制をとり、必要に応じて、園長等に報告する体制になっています。園としては、子どもに対する「ネグレクト」が起こらないよう心掛けています。また、子どもが自分自身を守ることを児童朝礼等で説明しています。</p> <p>虐待に限らず、不適切なかかわりとは、どういうことかを具体的に例等を示し、子どもが理解し自分を守ることができるよう学習する機会を設けることを期待します。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「あけぼの学園虐待対応マニュアル」を整備し、「見た、聞いた」でも対応する体制となっています。子どもには、児童朝礼等で疑わしい場合であっても話すよう説明しています。研修の機会を捉え職員が再確認できるようにしています。「暴力・安全対策委員会」が、子どもに年3回アンケート実施し、子どもの声を聞くようにしています。</p> <p>子どもの虐待が、起こらないように万全を期していること、もし、疑われる事案が発生した場合の対応等を丁寧に行っていることは、高く評価できます。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの思想・信教は自由であり、制限したり勧められたりすることはありません。子どもの信教を職員は尊重し、問題化することはありません。</p> <p>子どもの人権尊重等の観点から積極的に子どもに対し、思想や信教の自由について学ぶ機会を設けることを期待します。また、保護者の信教等が、子どもの権利に影響を与えないよう心掛けることを期待します。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時、園長室で要覧・権利ノート等を用いての説明の際、飲み物等を工夫したり、ゆっくり説明するなど迎え入れ、担当職員の紹介など工夫しているほか、事前に入手した情報を職員朝礼のミーティング等共有し留意点や配慮事項等を共有しています。入所相談から、園の生活までの手順を定めて実施しており、臨機応変に対応しています。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>生活日課は、幅を持たせ、ユニット毎に話し合いながら生活できるよう配慮しています。子どもたちは、自分たちの生活を主体的に考え、実行できるよう職員と一緒に考える姿勢で接しています。ユニット化することで、より話し合う機会が増え、主体的になっています。</p> <p>子どもの自主性や課題解決に向き合う姿勢を重視し、できる限り子どもからの要望に応える姿勢は、高く評価できます。</p>		

A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ユニット毎にテレビ、図書、ビデオ、ゲーム等が設置されており、子どもたちが他の子どもたちに配慮しながら余暇を過ごしています。昼食時は、自主的に子どもたちが手伝いをする姿が見られ、ゆったりした雰囲気です。日常生活のルールは、児童会で話し合ったことを、園側との話し合いで決めています。行事等への参加は、子どもの選択によって決められています。地域活動への参加も、希望に沿うようにしています。</p> <p>子ども主体と子どもの自己決定の尊重をできる限り、実現しようとする姿勢が見られ、高く評価できます。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「小遣い・預り金管理要領」の基づき、発達段階に合わせた金銭預かりを定めています。子どもたちは、各自通帳を作り管理しています。高校生は、小遣い帳に記載をすることになっているほか、各自が携帯電話を持参していますが、使用料も自己管理しています。なお、小規模児童養護施設（ガッツハウス）は、マニュアルに基づき、小遣いの自己管理のほか食材の買い出し、食事づくりも子どもたち自身が行っています。</p> <p>小規模児童養護施設を活用した自活訓練を取り入れた金銭管理と具体的な自活スキルの獲得を取り入れていることは、高く評価できます。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「入退所事務取扱要領」に基づき具体的に対応しています。家庭復帰にあたっては、児童相談所、保護者等と協議のもとに外泊を増やすなど状況を把握し判断していますが、復帰後は家庭支援専門相談員を中心に年2～3回家庭訪問や相談対応し、ケース記録に記載しています。今後は、親子訓練室を活用した事前訓練が可能になります。</p> <p>「入退所事務取扱要領」を作成し、入退所に限らず家庭復帰、中途退所準備、一時入退所等を細やかに規定していることは、高く評価できます。また、新築したことをきっかけに親子訓練室を準備し、家庭復帰をスムーズに行いやすく配慮していることは、高く評価できます。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>それぞれの子どもの状況に合わせて、積極的に措置延長を行い、事例も多くあります。一旦、退所した子どもであっても、児童相談所と協議の上、延長した事例もあります。高校中退の子どもへの対応も行っています。</p> <p>措置延長期間の就労支援や就労生活支援について、事例の積み重ねをもとに対応できていることは高く評価できます。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの要望を取り入れ退所に向けた支援を「入退所事務取扱要領」に基づき、丁寧に行っています。退所後の相談窓口は、副園長が担当し、子どもからの連絡に限らず対応しています。</p> <p>退所後の支援に関する窓口、相談体制、交流、組織育成等に関するマニュアル等を作成し対応することを期待します。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
<p><コメント></p> <p>職員は、子どもの生育歴等から、子ども自身を理解するように取り組んでいます。また、ケース会議や勉強会等を通し、子どもたちの言動の背景にあるものを理解し共有していけるように取り組んでいます。子どもたちの話を聞いたり、日常の遊びの中から理解できるように取り組んでいます。</p> <p>日常の関わりや会話、行動、表情等から意識的な取り組みの継続を期待します。</p>		
A⑪	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	<input type="checkbox"/> ・b・c
<p><コメント></p> <p>小舎制となり、職員との関係がより身近になってきている為、子どもの心を感じることができるようになっています。必要に応じて、個別の時間を確保するなど配慮しており、子どもと職員と話し合いの場を持つよう取り組まれています。</p>		
A⑫	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
<p><コメント></p> <p>家庭に近い環境の中で、子ども達がお互いに助け合い、支えあう力が発揮されており、職員は子どもに任せることや見守ることを自然に対応できています。各ユニット2名の職員を配置しており、子どもたちも安心して、生活しています。</p> <p>各ユニット2名の職員が配置されていますが、朝・夕の忙しい時間帯においても子どもを十分に掌握し、援助できるか今一度点検し、職員配置にさらに配慮されることを期待します。</p>		
A⑬	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
<p><コメント></p> <p>幼児には、室内で走り回れる環境があり、園外及び体育館の活用により、天気にも左右されず、遊びの場が用意されています。ゲームなどの子どもたちの要望にも応えると同時に、一定のルールの中で、楽しく遊べるように配慮しています。学びの場の確保に対する希望も可能な限りニーズに応えるよう取り組んでいます。</p> <p>学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換をすることを期待します。</p>		
A⑭	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
<p><コメント></p> <p>児童会の組織により、自分たちの決めたルールに従って、団体生活が秩序あるものになるよう取り組んでいます。社会常識や社会規範についても、日常生活の出来事を通して、子どもたちに説明し、責任ある行動ができるように養育・支援に取り組んでいます。外出の機会やボランティアの受け入れを行い、年齢に応じて、社会的ルールを習得できるような機会を設けています。</p> <p>子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を見やすく分かりやすい掲示物を作って日常的に伝えるなど、子どもの習得への支援の取り組みを期待します。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑮	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	<input type="checkbox"/> ・b・c
<p><コメント></p> <p>自分の箸や茶わんを用意するなど、家庭に近い環境を作るように工夫しています。ユニット毎に食事を準備するため、食事を準備する音や香りや好みの味付けなど、食事を楽しみとする雰囲気があります。職員も一緒に食事をとり、子どもたちとのコミュニケーションの機会となっています。</p>		

A⑳	A-2-(2)-㉔ 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日、残食調査を行い、子どもたちの希望を取り入れた食事の中にも、栄養を考えながら、献立を考えています。個別のアレルギーにも配慮し、体調に応じて、ご飯の固さを調整するなど健康状態に合わせた食事を提供しています。</p>		
A㉑	A-2-(2)-㉕ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>キッチンが、各ユニットにあることにより、自然に食事の準備や片付けが身につくようになってきています。季節に合わせたメニューや食事を通じた伝統文化に触れることができるように取り組んでいます。誕生日には、好きなデザートを用意するなど食事を通して、家庭の愛情を感じられるよう取り組んでいます。</p> <p>各ユニットのキッチンを活用する機会を多くし、将来自立した生活が送れるように、子どもの成長に合わせた係ができるように配慮することを期待します。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉒	A-2-(3)-㉑ 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自分が着たい洋服が選べるように、衣類購入のための外出を支援しています。衣類の寄贈も含めて十分に確保されています。基本的に子どもたちが着たい服を着ていますが、特に異性を刺激するような服装は慎むように指導しています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉓	A-2-(4)-㉑ 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自分の部屋の掃除はもちろんですが、共有スペースの掃除も子どもたちで掃除当番を決めています。大掃除の日が、年3回決められており、掃除等の習慣が身につくよう取り組まれています。共有スペースは、各ユニットのカラーがあり、温かみのある環境になっています。</p>		
A㉔	A-2-(4)-㉒ 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの居場所が確保され、安心して過ごせるように環境が整えられています。子どもたちが学校から配布される予定表など掲示され、自分たちの家であることが感じられる雰囲気になっています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉕	A-2-(5)-㉑ 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>手洗い・うがい・清潔について、自己管理ができるようにマニュアルを作成し、必要な指導を行うように努めています。交通ルールを守るため、警察からの指導の機会を設けたり、身だしなみについては、職員が適にアドバイスを行うように努めています。</p> <p>園内外における安全の確保について、職員が子どもの目線にたった検証を行うことを期待します。</p>		
A㉖	A-2-(5)-㉒ 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康について、日常生活の様子などを踏まえ、医師・看護職員等の連携により、早期に適切に支援できるように把握に努めています。子どもの特性に合わせて、必要な受診支援を行い、服薬管理についても看護職員とその他の職員の連携により取り組まれています。</p>		

A-2-(6) 性に関する教育		
A②⑨	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
<p><コメント></p> <p>自分も第三者も大切にすることを養えるように、職員が勉強し、子どもたちに、必要に応じて勉強の機会を設けています。性教育の方法については、児童相談所にも協力をいただいておりますが、日常生活の場面や必要に応じて相談できる信頼関係の構築が大切となります。</p> <p>性教育に関して、園独自のプログラムを作成し、正しい知識を得る機会を設けることを期待します。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	<input type="checkbox"/> ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに、部屋ができたことで、自他の所有物の区別がつきやすくなっています。例え、同じ柄のものであっても、個人の名前をつけるなど、個人の所有を意識できるように努めています。幼少期より、自分のものを片付ける習慣を身につけられるように取り組み、責任感が持てるように取り組みられています。</p>		
A③⑪	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
<p><コメント></p> <p>成長の記録を写真等で残すことの大切さを職員は理解し、大切に管理されています。アルバムは、退所及び社会に巣立つときに持たせてあげられるように用意され、整理されています。</p> <p>個人のアルバムは、いつでも見られるようにし職員や友人と思い出話や振り返りができるように、取り組まれることを期待します。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③⑫	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	<input type="checkbox"/> ・b・c
<p><コメント></p> <p>発達障害等の背景も含め、行動上の問題が起きた場合、職員の対処方法が統一されており、他の子どもに大きな影響が出ないような対応を心がけています。児童相談所や医療機関との連携を図り協議するようにしています。興奮状態にある場合は、一人になれる場所を提供し、時間がたってから話を聴くなどの対応を取っています。</p>		
A③⑬	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
<p><コメント></p> <p>子ども間の暴力やいじめ、差別に関しては、学校とも連携し、施設長が中心となり、起こらないように目を配るよう努めています。子どもたちが一人の人間として尊重されるように、職員自ら率先し模範となるように、子どもたちへの対応の仕方に気をつけています。</p> <p>子ども間のいじめや暴力等は、社会問題にもなっており、根絶は難しいと認識し、必要に応じて、自ら命を絶つような心理状態、退学・転入等の判断ができる体制の整備を期待します。</p>		
A③⑭	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a・ <input type="checkbox"/> ・c
<p><コメント></p> <p>これまでは、保護者等からの強引な引き取りが行われた事例はないとのことですが、警察と連携を図りながら不審者対応などの訓練を重ねています。</p> <p>子どもの安全確保の観点から、構造上、ユニット毎の玄関になったためマニュアルの見直しや職員教育も含め、取り組むことに期待します。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		

A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員が配置されており、ケース会議等スーパービジョンを行う体制が整えられています。職員は、必要に応じて、心理療法担当職員からアドバイスを受けることができ、自立支援計画に反映されています。</p> <p>児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行うことを期待します。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの学力に応じた教育が受けられるように通学支援を行っています。子どもの学ぶ意欲を大切に、学習時間の延長や学習ボランティアなどを受け入れています。子どもが興味を持ち取り組んでいることに職員は共感し、応援する姿勢がみられます。</p> <p>学力が低い子どもについて、基礎学力の回復に努める支援をすることを期待します。</p>		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの進路については、共に考え、自己決定ができるように保護者との連絡調整も図りながら取り組んでいます。進学及び就職することにより、想定される出来事を具体的に職員から学べるように支援しています。</p> <p>進路についての自己決定に役立つよう、園卒業生が経験したことを子どもたちが聞ける場づくりなどを設けることを期待します。</p>		
A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>進路決定にあたり、情報提供を行うことやアルバイト経験を積むことで、子どもたちが、イメージしやすいように社会経験を積めるように取り組んでいます。本人のやりたいことを応援する姿勢で、職員からの紹介等、子どもたちの社会経験の範囲拡大に努力しています。</p> <p>職場開拓が職員、個人個人の力に頼っている面があり、組織として対応しているとはいえるまでには至っていません。進路決定にあたり、進路・進学等で挫折したり、行き詰ったときのサポート体制を整備することに期待します。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設と家族との信頼関係を構築するため、担当職員と日頃よりコミュニケーションをとるよう努めています。また、時には児童相談所職員にも介入していただきながら、家族関係調整に取り組むように努めています。子どもの最善の利益のため、施設として家族とのかかわりの重要性を認識し、困難事例にも取り組んでいます。</p> <p>子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ることを期待します。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>親子生活訓練室を新設したため、今後は、施設にて練習することができるようになっていきます。子どもや家族の状況を見ながら、適切な時期を検討し、家族の不安も取り除くように努めています。</p> <p>児童相談所や保護者等の居住する市町村と支援内容の共有が図られ、連携して家族支援に取り組むことを期待します。</p>		

A-2-(13) スーパービジョン体制

A④

A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。

a・b・c

<コメント>

基幹的職員をスーパーバイザーとして配置し、各種研修に参加させるなど、育成に力を入れています。それぞれの職員の専門性を生かし、役割を果たせるように努力しています。